

文書番号:CJN01-02	中部国際空港 道路特殊車両通行承認申請要領	制定日: 2005.01.30
改正番号: 9		改正日: 2017.09.15

中部国際空港道路特殊車両通行承認申請要領

(通則)

第1条 中部国際空港道路管理規程（以下「規程」という。）第18条による最高限度を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行承認の申請をしようとする場合は、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(管理責任者)

第2条 中部国際空港道路（以下「空港道路」という。）の管理責任者（以下「道路管理責任者」という。）は、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）空港施設担当とする。

(車両の最高限度)

第3条 規程第18条に定める車両の最高限度は、次に掲げるとおりとする。

- | | | |
|---|--------|----------|
| 一 | 車両の幅 | 2.5メートル |
| 二 | 車両の高さ | 4.1メートル |
| 三 | 車両の長さ | 12.0メートル |
| 四 | 最小回転半径 | 12.0メートル |
| 五 | 車両重量 | |
| | イ) 総重量 | 25トン |
| | ロ) 軸重 | 10トン |
| | ハ) 輪荷重 | 5トン |

- 2 セミトレーラ連結車等の特殊な車両は、車両総重量について前項の規程にかかわらず、セミトレーラの車両総重量（トラクタを除くセミトレーラの車両重量と最大積載量の総和）の最高限度は、28トンとする。

(通行承認の申請)

第4条 特殊車両の通行承認の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、別紙（様式01）による申請書に必要事項を記載したもの及び経路図（様式04）等必要書類を2部ずつ提出のうえ、会社の承認を受けなければならない。

- 2 申請は、原則として通行日の7日前までに、申請者又はその代理人が持参して行うものとする。ただし、遠隔地等やむを得ない事情があると認められる場合は、申請書、附属書類返信用切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、郵送の方法によることができるものとする。

文書番号:CJN01-02	中部国際空港 道路特殊車両通行承認申請要領	制定日: 2005.01.30
改正番号: 9		改正日: 2017.09.15

郵送による申請の場合の送付先

〒479-8703

愛知県常滑市セントレア一丁目1番地

第1セントレアビル4階

中部国際空港株式会社気付

中部国際空港施設サービス株式会社

施設部 土木グループ 道路管理担当

(通行の承認)

第5条 会社は、申請に係る車両の構造又はその車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めた場合は、当該車両の通行を承認するものとする。

2 前項の承認をする場合は、道路の構造を保全し、かつ交通の危険防止をするために必要な条件を付して承認証を交付するものとする。

(警察署長の許可)

第6条 第3条に規定する限度のうち、車両の高さ及び車両の総重量に係るもの(道路交通法施行令に抵触するもの)については、一部区間を除き、別途所轄警察署長の許可を受けなければならない。

(承認の期限)

第7条 同一の車両が同一の通行経路を反復継続して通行する場合には、その承認期限は、その期間を包括して1件の承認として取り扱うものとし、その期間は次に掲げるとおりとする。

- | | |
|---|----------------|
| 一 路線を定める旅客自動車運送事業用車両 | 2年 |
| 二 一以外の自動車運送事業用車両 | 2年以内 |
| 三 通運事業用車両 | 2年以内 |
| 四 事業用車両以外の車両で通行経路が一定し、
これらの経路を反復継続して通行する車両 | 2年以内 |
| 五 その他の車両 | 必要日数(ただし、1年以内) |

(運行計画書)

第8条 第3条に規定する限度のうち、車両の幅員及び高さに係るものについては、特殊車両通行承認後、運行計画書(様式03)を運行の前日(土日・祝日を除く)までに道路管理責任者に提出をしなければならない。

文書番号:CJN01-02	中部国際空港 道路特殊車両通行承認申請要領	制 定 日: 2005.01.30
改正番号: 9		改 正 日: 2017.09.15

(承認証・運行計画書の携帯)

第9条 申請者は、特殊車両で空港道路を通行する場合は、常に承認証を携帯するものとし、必要に応じてこれを提示しなければならない。また、運行計画書を提出している場合は、承認証と共に運行計画書を携帯するものとする。

(承認の取消し)

第10条 承認の内容又は承認に附した条件に違反して車両を通行させている場合には、会社は当該車両の通行を中止させ、又は承認を取消すものとする。

附 則

この要領は、2013年4月1日から施行する。

この要領は、2017年9月15日から施行する。